（行政経営支援室）

第二十二条の二　市町村課に、行政経営支援室を置く。

［２・３　略］

［削る］

（税務管理官及び企画官）

第三十四条　都道府県税課に、税務管理官及び企画官それぞれ一人を置く。

２　税務管理官は、命を受けて、都道府県税（道府県税及び都税（道府県税として課することができる税目に限る。）をいい、法定外普通税及び法定外目的税を除く。以下この条において同じ。）の制度の運営の技術的助言及び都道府県税に係る相談に関する事務を行う。

３　企画官は、命を受けて、都道府県税に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（企画官及び外資規制審査官）

第四十八条　放送政策課に、企画官及び外資規制審査官それぞれ一人を置く。

［２　略］

３　外資規制審査官は、命を受けて、放送に係る無線局免許等関係事務に関することのうち特定事項を処理する。

（調査官）

第五十五条　総務課に、調査官一人を置く。

２　調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要事項についての調査、企画及び立案を行う。

（監視管理室及び認証推進室並びに企画官、電波環境推進官及び電波監視官）

第六十四条　電波環境課に、監視管理室及び認証推進室並びに企画官一人、電波環境推進官一人及び電波監視官四人を置く。

［２～５　略］

６　企画官は、命を受けて、電波環境課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

７　［略］

８　［略］

（教務部の所掌事務）

第八十一条　教務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　略］

三　研修を受けるため入校する者（第八十三条第三号において「研修生」という。）の入校、退校、卒業その他身分取扱いに関すること。

［四・五　略］

（研究部員）

第八十六条　研究部員は、第八十二条第二号及び第三号に掲げる調査及び研究を行う。

（行政経営支援室及び企画官）

第二十二条の二　市町村課に、行政経営支援室及び企画官一人を置く。

［２・３　同上］

４　企画官は、命を受けて、地方公共団体における情報通信技術の活用等による行政改革の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（税務管理官）

第三十四条　都道府県税課に、税務管理官一人を置く。

２　税務管理官は、命を受けて、都道府県税（道府県税及び都税（道府県税として課することができる税目に限る。）をいい、法定外普通税及び法定外目的税を除く。以下この項において同じ。）の制度の運営の技術的助言及び都道府県税に係る相談に関する事務を行う。

［新設］

（企画官）

第四十八条　放送政策課に、企画官一人を置く。

［２　同上］

［新設］

第五十五条　削除

（監視管理室及び認証推進室並びに電波環境推進官及び電波監視官）

第六十四条　電波環境課に、監視管理室及び認証推進室並びに電波環境推進官一人及び電波監視官四人を置く。

［２～５　同上］

［新設］

６　［同上］

７　［同上］

（教務部の所掌事務）

第八十一条　［同上］

［一・二　同上］

三　研修を受けるため入校する者（第八十二条第三号において「研修生」という。）の入校、退校、卒業その他身分取扱いに関すること。

［四・五　同上］

（研究部員）

第八十六条　研究部員は、第八十一条第二号及び第三号に掲げる調査及び研究を行う。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。